

鳥取県告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
医療法人社団上原クリニック	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目962-2	平成25年1月25日	平成25年3月1日